

OPEC 減産、存在感を示した合意と影響

Insights from UBS Asset Management

ポイント

- ・ OPEC は 11 月 30 日の会合において、日量 3250 万バレルへの削減で 8 年ぶりに合意。
- ・ 減産により、原油市場の需給は 2017 年に均衡に向かう見通しで、原油相場の押し上げ要因。
- ・ 米エネルギー業界にとっては、トランプ新政権の経済政策とともに追い風。
- ・ エネルギーや資源市況を取り巻く環境の改善は、ブラジルや豪州など資源国の通貨等にもプラス材料。

OPEC は減産で合意

11 月 30 日にウィーンで開催された会合において、石油輸出国機構（OPEC）は 8 年ぶりの減産で最終合意し、供給超過の解消と市場安定への期待が広がりつつあります。数週間におよぶ緊張をはらんだ交渉の末、サウジアラビアが特例としてイランに増産を認めることを突破口とし、具体的な減産の数字が確定するなど力強い合意に至りました。

OPEC 全体で日量 3250 万バレルへの削減で合意し、加えて非加盟国にも日量 60 万バレルの減産を求めています。ロシアが初めて減産に同意するなど、合意は大方の予想を超える広がりを見せています。減産は 2017 年 1 月 1 日から 6 か月間有効となり、次回の 5 月 25 日の会合でその後の生産量が再度議論されることとなります。

9 月末にアルジェでの臨時総会において OPEC は減産の基本合意に至ったものの、市場には最終合意に対して懐疑的な見方が強まっていました。足元、OPEC の存在感低下が危惧されるなか、今回の合意で、価格調整役としての信頼回復に成功したと見られます。

2014 年に採用した自由裁量の方針を撤回し、2 年にわたる原油価格の下落をもたらしてきた供給過剰の解消を図る合意により、減産に懐疑的だった市場もこれを好感すると見られます。

この合意を受け、30 日の原油価格は 9.3% 上昇し、WTI 原油先物価格（期近物）は 1 バレル＝49.44 ドルとなりました。また、主要原油輸出国の通貨やエネルギー関連株が上昇しました。

■ OPEC 加盟国別の減産・生産量（日量・万バレル）

OPEC加盟国	10月生産量	減産量	新生産量
OPEC	3,364	-117	3,268
サウジアラビア	1,053	-49	1,006
イラク	456	-21	435
イラン	369	9	380
アラブ首長国連邦	301	-14	287
クウェート	284	-13	271
ベネズエラ	207	-10	197
アンゴラ	159	-8	167
アルジェリア	109	-5	104
カタール	65	-3	62
エクアドル	55	-3	52
ガボン	20	-1	19
ナイジェリア	163	*	163
リビア	53	*	53
インドネシア	72	*	72

出所：OPEC の資料を基に当社が作成。

*注）ナイジェリアとリビアは政情不安などが考慮され減産は免除。インドネシアは減産への参加を見送り、加盟を一時停止。

減産合意後の各市場の見通し

ただ、こうした相場上昇が持続するかどうかは OPEC 加盟国が合意をどの程度順守するかにかかっています。過去において、合意内容は必ずしも守られなかったことから、OPEC は減産の実施を監視する委員会を設置し、減産の信頼性を高めることを発表しています。

OPEC が減産に踏み切ることによって、原油市場の需給は 2017 年に均衡に向かう見通しで、原油相場の押し上げ要因となります。再び価格の高値安定へと軸足を戻すことで市場での影響力を取り戻した今回の合意により、原油価格の見通しを上方修正する動きが強まろうです。

その他の市場では、原油相場が回復すれば、OPEC がライバル視する北米の非在来型原油シェールオイルの生産が息を吹き返す可能性が高まります。既に 30 日の米シェール関連株は軒並み急伸しています。今後も株式市場では、エネルギー業界への追い風になります。

また、トランプ次期大統領は、「シェールエネルギーや精炭などの米国のエネルギー生産にかかわる雇用を阻む規制を撤廃し、何百万もの高賃金職を創出する」と述べており、新政権のエネルギー政策への期待は、OPEC 合意により更に高まる可能性があります。

加えて、米国でのインフラ投資に伴う資源需要への期待及びエネルギー価格の回復は、ブラジルや豪州など資源国の通貨等に対してもプラス材料と見られます。

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

本資料ご使用にあたってのご留意事項

投資信託のリスクおよび費用は投資信託ごとに異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面でご確認ください。なお、以下に記載するリスクおよび費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、UBS アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しております。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

投資信託のリスクについて

投資信託は株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、元本を割り込むことがあります。また、投資信託は、預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。

投資信託のリスクは投資対象資産の種類、投資制限、取引市場、投資対象国等により異なります。
※詳しくは各投資信託の目論見書および契約締結前交付書面をご覧ください。

投資信託の費用について

投資信託のご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

【直接ご負担いただく費用】

- ・購入時：購入時手数料 上限 3.78%（税抜 3.50%）
- ・換金時：信託財産留保額 上限 0.3%

【保有期間中に間接的にご負担いただく費用】

- ・運用管理費用（信託報酬） 上限約 2.4839%（税込）（ファンドオブファンズの投資先ファンドの概算値を含む）
- ・その他の費用（監査報酬、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用等）をご負担いただきます。

※これらの費用の額および計算方法等は、投資信託毎に異なります。詳しくは各投資信託の目論見書および契約締結前交付書面等にてご確認ください。

商号： UBS アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 412 号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できる情報をもとに UBS アセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。

© UBS 2016. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。